

地域の子どもたちを 地域の大人たちが みんなで育てる

# ボランティア・ティーチャー募集

**子** どもたちにとくましく育ってほしい、生きる力をつけてほしいとの思いから、各学校では、「魅力ある学校」「開かれた学校」「特色ある学校」を目指して取り組んでいます。

核家族化が進み、地域社会での人と人の絆が希薄になるなか、学校の先生だけでなく、保護者をはじめ地域社会が一緒になって教育の機会を提供していくことが必要となっています。

「僕は、〇〇のことなら得意だよ。でも、うちのおじいちゃんも、もつと得意だよ」「イチゴ作りも人を育てるのと一緒だって。水をやるときに、話しかけてやるとおいしいイチゴができるんだよ」「乾電池って、手作りできるんだね。〇〇さんは何でもよく知ってるなあ」

等々にぎやかな会話、生き生きとした話し声が聞こえます。これは、子どもたちが地域の人とふれ合いながら、地域の

の特色や良さ、さまざまな大人たちとの出会いの素晴らしさを肌で感じたり、感動したりする活動の中で多く見られます。

**地** 域の人材を能動的・積極的に活用し、子ども

の学びの意欲を一層高めていくために、「ボランティア・ティーチャー」として子どもたちに支援していただける方を募集します。

例えば、

- ▼地域の伝承芸能を受け継いでいる方（獅子舞、神楽、和太鼓、筆筈、笙など）
- ▼職業としてその技を駆使されている方（米作り、野菜作り、理容師、美容師、種々の職人の技など）
- ▼ボランティア、NPOとして活動されている方（手話、外国語会話、本の読み聞かせ、図書の整理、ごみ・環境問題など）
- ▼趣味やサークル活動で楽しんでる方（手芸、ゲートボール、将棋、囲碁、菊作り、コーラス、各種楽器演奏、各

種料理など）

▼地域の歴史や民話・戦争体験等に詳しい方（昔の遊び、古墳、碑文など）

▼地域の自然環境に詳しい方（野鳥、昆虫、植物、地層など）

▼科学に関心のある方（おもしろ科学実験など）

多くの方の応募をお待ちしています。応募者は、伊賀市教育研究センターの人材バンクに登録し、伊賀市内の幼稚園・小中学校の「ボランティア・ティーチャー」として活動していただきます。



【問い合わせ】

伊賀市教育研究センター

（上友生785番地）

☎ FAX 21・8839

Email: igaken@igad.jp

または、各地区の小中学校

## 平成18年度以降 市立幼稚園、小・中学校 2学期が8月29日から始まります

学校は、子どもたちにとって『学びの場』であるということから、各学校では、朝の読書の時間を設定したり、復習やドリル学習の時間を多くしたり、授業の改善をしたりするなど各学校独自の工夫により、子ども一人ひとりに基礎的な学力をつけながら、教育活動全般を通して「生きる力」の育成を図っています。

しかし、学校週5日制の結果、学習時間が少なくなったことや教科の内容が減らされたことなどから、「子ども達の学力が本当についているのか」「学力が低下したのではないか」「本当の学力とは何か」などの不安や議論が全国的に沸き起こっています。

このような状況の中、伊賀市教育委員会では、子ども一人ひとりの確かな学力の育成を最重要課題の一つとして考えています。児童生徒に確かな学力の育成を図るためには、教師が児童生徒に分かりやすい授業を実施するなどの授業の質を高めたり授業形態を工夫したりすることはもちろん必要ですが、発展的内容の学習時間の確保や個々の児童生徒への指導のためには、ある程度の授業時間の確保が必要になってきます。

平成17年度は、試行として夏季休業（夏休み）の期間を3日間短縮し、8月29日から2学期を開始しました。8月29日(月)、30日(火)、31日(水)は給食なしの午前中授業を実施した結果、学習時間が約12時間増加したことにより、子どもたちにとって、やや余裕をもって学習ができる状況が生まれました。

試行実施後、伊賀市教育委員会では、PTA関係者や学校の校長および教職員の代表者と協議を重ね、平成18年度以降も夏季休業期間を短縮して、8月29日から2学期を開始、30日から給食を実施することとしました。また、合わせて学校創立記念日を授業日とすることにより、学習時間を24時間程度確保します。このことから、小中学校で発展的な学習や余裕を持って学習することが可能になります。

なお、伊賀市教育委員会では、平成19年度実施後に、2学期を8月29日から始めるのではなく、夏休みのスタートを遅らせる方が望ましいかどうか実施時期を再度検討し、実施時期を固定化していきます。

家庭や地域においては、様々な事情があるかと思いますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】教育委員会学校教育課 ☎22-9676

# 地域創業助成金制度をぜひ活用ください

地域に貢献する事業（指定10分野または地域重点業種）を起こし、65歳未満の非自発的離職者を1人以上含む2人以上の常用労働者（必ず1人以上必要）と短時間労働者を雇用した場合に、創業に係る経費および労働者の雇入れについて支援する制度です。

伊賀市は平成18年1月1日から指定10分野に加え地域重点業種として「農業」「林業」「一般飲食店」の事業について認定を受けました。

法人の設立または個人事業を行って、創業から6カ月以内に三重県雇用開発協会へ事業計画の認定申請を行い認定を受ける必要があります。起業・創業にあたっての認定要件がありますので計画がある場合は事前にご相談ください。

## ■主な受給の要件

### 1、地域貢献事業の創業

- ① サービス10分野（※1）
- ② 地域重点業種

（農業・林業・一般飲食店）

### 2、2人以上の雇入れ

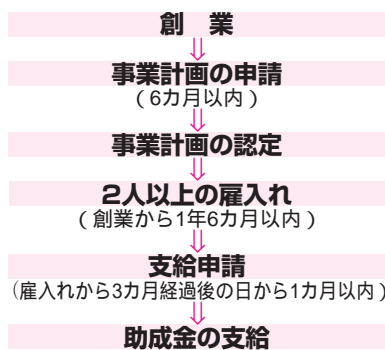
次のすべてに該当する労働者を2人以上（内1人以上は非自発的離職者（※2））継続して雇用してください。

- ① 常用労働者または短時間労働者（内1人以上は常用労働者）
- ② 雇入れ日現在で、65歳未満の者
- ③ 創業の日から1年6カ月以内に雇入れた者



- （※1） サービス10分野とは、
  - ① 個人向け・家庭向けサービス
  - ② 社会人向け教育サービス
  - ③ 企業・団体向けサービス
  - ④ 住宅関連サービス
  - ⑤ 子育てサービス
  - ⑥ 高齢者ケアサービス
  - ⑦ 医療サービス
  - ⑧ 法律等のサービス
  - ⑨ 環境サービス
  - ⑩ 地方公共団体からの業務委託を受けた事業

（※2） 非自発的離職者とは自己の都合や自己の責めに帰すべき理由によらないで離職した者（倒産、定年等）



### 【問い合わせ】

三重県雇用開発協会  
☎059・227・8030

伊賀公共職業安定所  
（ハローワーク伊賀）  
☎21・3221

伊賀市地域雇用創造  
促進協議会事務局  
☎21・9672

（伊賀市商工観光政策課内）  
☎22・9672

上野商工会議所  
☎21・0527

## 農作業賃金基準を決定しました！

平成18年度農作業賃金基準を右のとおり決定しました。なお、草刈り業務の基準額は、平成19年度からの設定となりますので、ご了承ください。

《注意》いずれも飲食等のまかない料は含みません。

基準額は、ほ場整備田とし未整備田およびほ場の条件・使用農機具・作業の難易度等により、双方で協議・調整してください。

### 【問い合わせ】

本庁農林政策課  
☎22-9666  
農業委員会事務局  
☎22-9669

## ■平成18年度 伊賀市農作業賃金基準一覧表（消費税抜き）

種目	単位	協定基準額	備考
一般作業	1日	8,000円	8時間労働（男女問わず）
耕うん等	耕起	10a	8,500円 機械持ち賃金（以下同じ）
	くれ返し	10a	6,000円
	代かき	10a	5,500円 ドライブハローの場合500円増し
畔ぬり機による畔ぬり	1m	80円	
育苗	1箱	700円	
苗運搬	1箱	80円	
田植え	10a	9,500円	苗代含まず。側条施肥機使用の場合1,500円増し
農薬散布	液剤	10a	3,000円
	粉粒剤	10a	2,000円 薬代含まず。動力噴霧機使用
稲刈取り	10a	18,000円	コンバイン使用
籾運搬	10a	3,000円	
乾燥・籾摺調整	玄米60kg	1,900円	基準水分22%
麦	耕うん・播種・施肥	10a	8,000円
	刈取り・運搬	10a	14,500円
大豆	耕うん・播種・施肥	10a	6,000円
	刈取り・運搬	10a	12,000円